

神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書に関する公聴会
（以下、「公聴会」という。）開催結果

1 公聴会とは

「環境影響評価に関する知事意見の形成等に関する要綱」第5条第2項の規定に基づき、兵庫県が主催したもの。

今回の公聴会では、「芦屋市内に住所を有する方」または「利害関係人（芦屋市内に通勤、通学する方等）」が「公述人」として、「環境の保全と創造の見地からの意見（公述意見）」を述べることができる。（要事前申込）

2 開催概要

日 時：平成30年2月3日（土）10時30分～12時40分

場 所：芦屋市民センター 301室

公述人：13名（申込者14名，うち当日欠席1名）

傍聴人：約40名

3 公述意見の概要（本市職員の傍聴記録より作成）

反対の立場から12名，賛成の立場から1名が意見を述べた。

- 石炭火力発電はCO₂発生量が多い傾向にあり，脱炭素に向けた世界情勢に逆行するので，計画の中止を求める。
- 本計画により芦屋市の大気が汚染されれば，芦屋市民の転出を招きかねない。
- 大阪や神戸には利益が流れ，芦屋には汚染物質が流れるのでは納得できない。
- 設置場所が人口密集地域かつ自動車NO_x・PM法の指定地域（大気環境の悪い地域）なので，施設稼働後の公害患者の発生が危惧される。
- 石炭中の水銀が排ガスとして長期にわたり放出されると，健康被害が心配である。また，水銀規制に向けた世界情勢に逆行するため，計画には反対である。
- 神戸港に連なる水域である芦屋浜や尼崎港周辺は水流が極めて穏やかなので，温排水等の流入による長期間の水質汚濁や環境変化が心配である。
- 事業者は過去に複数回データを改竄したので，事業者が作成した準備書は信用できない。第三者による環境影響評価のやり直しを求める。
- 効用（電力供給）に対する反作用（環境負荷）はやむを得ず，計画に賛成である。

4 今後の手続

公述意見を兵庫県が記録書として取りまとめ，事業者・神戸市・芦屋市に送付予定。

事業者は，記録書を受領後30日以内に記録書に対する事業者見解を作成し，兵庫県に提出予定。